

かわらばん

第25号 2019年4月10日



学者・弁護士・新聞労連が、東京新聞の記者質問を敵視する「官邸の申し入れ」に抗議
——角田由紀子弁護士の記者会見全文
シンポジウム「森友 真相に迫るメディアの役割」参加報告……坂元良江
「新安保法制は憲法違反!!」 女たちの裁判経過報告……丹羽雅代
99%のための経済政策フォーラム講演会
「あるべき社会保障制度改革と財政問題」（講師：伊藤周平氏）報告……羽立教江
映画「金子文子と朴烈（パクヨル）」……丹羽雅代

学者・弁護士・新聞労連が、東京新聞の記者質問を
敵視する「官邸の申し入れ」に抗議

——角田由紀子弁護士の記者会見全文（二〇一九年二月一九日）

首相官邸が、菅官房長官の記者会見における東京新聞の望月衣塑子記者の質問を敵視し、内閣記者会に問題意識の共有を申し入れたことに対して、憲法・メディア法の学者や弁護士、新聞労連委員長らが二月一九日記者会見を行い、緊急声明を発表した。

この問題では東京新聞が二月二〇日付朝刊に検証記事を掲載し、望月記者の質問をせかし、終了を促すことに対して、「こんなに頻繁に遮る例は他に聞きません。批判や追及の封じ込めとも映ります」と批判。「記者会見は民主主義の根幹である国民の『知る権利』に應えるための重要な機会です。だからこそ、権力が記者の質問を妨げたり規制したりすることなどあってはならない」と主張している。二月二六日には同記者の質問に対し、菅官房長官が「あなたに答える必要はない」と言い放ち、誠実に答えることが国民への政府の義務であるという意識を全く欠

いた態度に大きな批判が巻き起こった。この圧力を看過できないと三月一日、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）主催で「私たちの知る権利を守る首相官邸前抗議行動」が行われ、望月記者ら現場の記者をはじめ、メディアで働く女性ネットワーク、国境なき記者団日本事務局などから、記者同士の分断を許さず、読者、市民と連帯しようとのアピールがあった

以下、一票で変える女たちの会世話人である角田弁護士の記者会見での発言を紹介する。（村山）

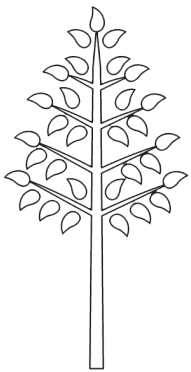
沈黙という共謀を打ち壊す

私はこの声明の賛同人の一人ですが、望月さんを直接には知りません。知りませんが、私が初めて望月さんを知ったのは、彼女の最初の本を読んだ時でした。『武器輸出と日本企業』（角川新書、二〇一六年）です。その本のあとがきに、彼女が

産休明けで、夜まで駆け回る、いわゆる新聞記者らしい仕事をしながら、昼間だけの仕事でできることに仕事のスタイルが変わったので、こういう取材をしたんだと書いてあったんですね。私は、新しい形の女性の働く姿、新しい女性記者が生まれてきたなというふうに思いました。そういうことがあって、望月さんはいつも気にしてる記者の一人であつたわけです。彼女に今度はこういう問題が起こったときに、私は、非常に、当たり前ですけど、怒りました。望月さんに対してこういうことをするということとは、さつきから出てますように、私たち自身の耳や目がふさがれているということになってくるわけなので、本当に自分の問題としてもっと怒らなければいけないと考えました。

そして先ほど、服部先生だったと思うんですけども、なぜみんなが沈黙してるのか、大きなメディアが沈黙してるのかということを言われしました。私はそれを聞いたときにあることを思いました。私は日常的に性暴力の被害者のための仕事をすることが多いんですね。そのときにいつも感じるのは、被害者がいろいろ訴

えても、何をしても社会が支援しない、沈黙してるということなんです。私はこの沈黙という共謀はとても大きな犯罪だと思ってるわけなんです。それが女性に対してしよつちゅう起こってますし、それが今、ここで記者に対して起こってるという、非常に重大な、私たち自身の権利侵害だということを、私たちが自覚しなければいけない。新聞記者に起こってる話だけでは済まないということを知らない、自分で自分の首を絞める結果になるんじゃないかということ、非常に大きな危機感を持つております。ですから私たちみんなが連帯して、これを持ち越え、乗り越えてじゃない、打ち壊して闘っていかねばいけないという時期に今、あるんだなということ、しみじみと思っております。



シンボジウム

「森友 真相に迫るメディアの役割」参加報告

坂元良江

NHKで不当配転にあい退職を余儀なくされた相澤冬樹記者の講演と森友ごみ問題を考える会による「森友『写真偽装問題』の現状」報告が二月二二日に行われた。

○シンポジウム参加者

相澤冬樹

(大阪日日新聞論説委員・記者)

小川敏夫(参議院議員)

青木泰(環境ジャーナリスト)

司会 前田有一(映画評論家)

相澤冬樹記者の語る、報道の使命

「あなたの将来はないと思え」NHK大阪報道局長は森友事件の発端をつかんで報道した相澤冬樹記者に言った。そして相澤記者は翌年記者を外され考査の仕事に配属、NHKを退職することとなった。その後彼は大阪日日新聞に移り森友事件取材を続けている。

二〇一七年二月八日、相澤記者

は、木村真豊中市議会議員の情報公開提訴から「この国有地だけは売却額が情報公開されない」「開校予定の小学校の名誉校長は安倍昭恵首相夫人である」を知り大きな政治問題になると直感。しかしNHKでは関西のみの放送で、大きく全国放送されることはなかった。翌日朝日新聞が大きく報道し、世の中に問題が広く知れわたった。

近畿財務局と森友学園の国有地売却交渉で、近畿財務局が学園側の出せる金額の上限を聞きだしていた。「上限は一億六〇〇〇万円です」「その範囲でおさまるといいですね」との会話があり、実際にその範囲一億三四〇〇万円で売却された。相澤記者はこれは背任を強く伺わせる特ダネだとニュースで放送した。放送の三時間後に「あなたの将来はないと思え」と告げられたのだ。

翌二〇一八年四月四日、「トラック何千台ものごみを運び出したことにしてほしい」と財務省が森友学園

に口裏合わせを求めていたことをつかむ。特ダネであるにもかかわらずNHKはニュースの最後に小さく報道。そして五月一四日相澤記者を報道現場から外す人事の内示。

これほどあからさまな「報復人事」があるだろうか。彼の森友学園取材を恐れるNHK上層部の忖度によって彼は記者の職場を追われた。しかし彼を守る仲間はなく、声を上げる労働組合も今はない。敗北したとはいえ、かつてベトナム報道での不当人事に抗して不当配転反対闘争に加わった私は、報道の自由、不当配転撤回を求めて、民間放送局での闘いに共に加わってくれた日放労（日本放送協会労働組合）の仲間たちがいたことを思い出す。

生涯現役記者を貫く相澤記者の森友事件取材が終わることはない。近畿財務局職員を自殺に追い詰めた公文書改ざん、本来規則に厳格な役人が、なぜこんなおかしなことをしたのか、それを解明することが森友事件の解決であり、記者の使命であると彼は言い切り、職場を大阪日日新聞に移した現在も精力的に取材を続けている。

森友「写真偽造」問題の現状

幕引きをはかりたい安倍政権の思惑に反して新たな改ざん、証拠写真の偽造が発見された。二〇一八年一月五日「森友ごみ問題を考える会」主催の「森友 政府提出の資料は虚偽?」と題した記者会見が小川敏夫参議院議員（立憲民主党）を迎えて行われた。八億円値引きの唯一の根拠である「深部ごみ試掘写真」に偽装があるというショッキングな提起だ。

財務省近畿財務局作成の「一七枚の写真資料」は敷地図に①から⑱まで印がついて提出されている。なんと③と⑱は五〇メートル離れたところの写真となっているが、誰がどう見ても同じ写真だ。④は⑱の一部を拡大したものであるのも、転がっているブルーの筒状のごみが同じであることから明らかだ。

国土省大阪航空局による「二一枚写真資料」でも同じ穴の写真を七番、一一番として使いまわしている。また、図面上に記された六番から八番までは実際には穴がなかったことも明らかにされている。財務省、国交省の両省が、写真の偽装に関わっ

ていたのだ。小川議員は「八億円の値引きは、試掘結果を見た上で値引いたものではなく、根拠なく不正に値引いた」と結論づけている。

追記

小川議員は二〇一九年三月二六日予算委員会で「写真偽造、八億円値引きの根拠はなくなる」と質問した。森友ごみ問題を考える会は四月

新安保法制は「憲法違反!!」 女たちの裁判報告

丹羽雅代

一二〇名を超える女性たちが、新安保法制は「憲法違反」だと国を訴え、裁判を起こしています。

二〇一五年九月、減茶苦茶強引な国会運営により、新安保法制は強行採決されました。

全く納得できないと、二〇一六年八月一五日、女性たちは東京地裁に国を訴えました。全国二五件の裁判が進行中です。日本が戦後、人を殺さない・殺されないで来られたのは、戦争放棄を明確にうたった憲法があったからです。それが今や風前

一二日「野党森友問題トップ議員から聞く、ここまで来た現状と今後の課題」（仮題）の集会と記者会見を予定している。国会での追及に合せてメディアの正当な報道が切に望まれるところだ。

（二〇一九年四月一日）

*「森友ごみ問題を考える会」でネット検索すると、国会でのヒアリング報告会の動画などが視聴できる。

のともろび、戦争への道が押し広げられようとしています。

女たちの裁判も口頭弁論第七回を迎えました。三月八日（偶然にも国際女性デーです）の東京地裁大法庭は、女性たちでぎっしり。裁判官席も被告側代理人席も、女性の姿が三分の一というのはうれしい気がします。裁判長からの要請を受けて、原告全員の陳述書も出されました。集団訴訟だから、誰かが何とかしてくれろというのは間違っています。

た。

法が悪法だというのは簡単ですが、では私はどんな権利を侵害されたのか、奪われたのはなんだったのかを言語化するのはいかなかなか大変です。おかげで裁判に向き合うスタンスが変化してきたように思います。折角の作業だから、広く皆さんに読んでもらいたいと、出版の準備も進んでいるようです。その時は改めてお知らせしますから、よろしくお付き合ってください。

さて今回は、証人として申請中の清末愛砂さん（室蘭工業大学）と敵性証人（というのだそうです）として申請した横畠内閣法制局長官、この二人への直接尋問の必要性を裁判所が認めるかどうか、ということが重大なポイントです。横畠内閣法制局長官は三月六日の参議院予算委員会で野党議員を揶揄した（後に謝罪しましたが）ことで一躍有名になりました。彼は二〇一四年に内閣法制局長官になり、安倍内閣の解釈改憲に関して重要な役割を果たしています。つまり私たちの、主権者としての憲法制定権を巧妙にあるいは平然と奪わせることになったまさに張本人なのです。



国からは証人申請はすべて認める必要なし、とする意見書がでています。が、冗談ではありません。こんなに重大な解釈改憲が国会でも詳細な説明もなくやすやすと通っているのです。原告側は「文書提出命令申立書」というのを出して、ちゃんと説明しなさいと主張しています。この申立に関し国は三月七日に「必要ない」との文書を出してきたそうですが、法廷ではきつちりと反論がなされました。それに耳を傾けた裁判長は反論文書の提出を求め、あえて「裁判所が希望する」と加えました。国側は、誠実な対応をするべきです。二〇一四年というのは、明らかに安倍政権が右旋回を公にしたターニングポイントとなる時でした。公務員は公僕だつて昔は言いました。今ではアベのしもべです。次回六月一日（金・午後二時半開始）が待たれます。抽選があると思われ、三〇分ほどお早めに。

「九九%のための経済政策フォーラム（略称：99フォーラム）」 第三回講演会 あるべき社会保障制度改革と財政問題

講師 伊藤周平（鹿児島大学教授、社会保障法）

報告 羽立 教江

春爛漫の四月、統一地方選挙の月

です。東京二三区の区長・区議選挙は一日四告示、二二日が投票日です。前号でご案内した「九九%フォーラム」も二〇一八年十二月二日の初回以来、既に三回を実施し、「議員と市民が共に学び考える学習会」として、各会とも、参加者から好評をいただいています。

第一回 二〇一八年十二月二十一日

「暮らしを良くする財政・経済グランド・デザイン」

講師 松尾 匡（立命館大学教授）

第二回 二〇一九年 一月二十四

「消費税とはどういう税金か、その実態」

講師 湖東京至（元静岡大学教授、税理士）

第三回 二〇一九年 二月二十八日

「あるべき社会保障制度改革と財政問題」

講師 伊藤周平（鹿児島大学教授、

社会保障法）

厳選し招聘した各講師の期待にたがわぬ講演内容と、野党議員・市民の協力と参加によって、「九九%の人々に活力を与え、将来の安心をもたらす」経済政策の概要が、今回の講演に至って、ハッキリと姿を現したと感じさせる講演でした。この伊藤周平さんによる講演の概要をお伝えします。

あいにく国会の開催期間中で、当日は予算委員会の山場と重なり、野党議員の参加は多くを望めない日となりました。それでも野党三党から九名の議員、野党五党から一四名の秘書の方々が参加、一三〇名の市民の参加を得て開催されました。

講演では、安倍政権によりもたらされた「社会保障費削減」による危機的実態とともに、「社会保障費を賄う税財源は、消費税しかない」という政府宣伝のまやかしの実態が、

具体的な例も交えて詳細に語られ、それに対する、今後の運動展開への方
向付けも、明確に示されました。

◆第三回講演の概要

安倍政権のもとで続く、社会保障費
の削減（深刻な給付制限と負担増）

安倍政権は、社会保障制度改革
の名のもと二〇一八年度予算では、
社会保障費（医療・介護中心）の
自然増分は六、三〇〇億円から五、
〇〇〇億円に減額され、安倍政権の
六年間では、一、六兆円もの削減を
断行した（医療崩壊をもたらしたと
いわれる小泉政権を上回る削減であ
る）。二〇一九年度予算案でも、自
然増六、〇〇〇億円が一、二〇〇億
円圧縮され、四、八〇〇億円に抑え
られた。七五歳以上の高齢者に適用
されてきた後期高齢者医療保険料の
軽減措置が廃止され、生活保護基準
や年金給付の引き下げが断行され
ている（生活保護の生活扶助費は、
二〇一八年一〇月から三年かけて約
一六〇億円が削減される）。

①生活保護基準の厳格化、年金
給付の引き下げ（マクロ経済ス

ライドによる）。

②社会保険制度（年金・医療・
介護）の保険料の引き上げ。

③特養ホームの入所要件の厳格
化（要介護3以上に）。要介護
1〜2は入所できない。

④入院期間の制限。

⑤介護職員の不足の深刻化がま
すす進んでいる。

以上の結果、保険料や自己負担の
できない人は、必要な医療や介護を
受けられなくなり、年金生活者の生
活困難を招いている。生活保護受給
者の数は減っているが、世帯数は増
加して過去最高となり、国際的にみ
ても貧困率が高く、ひとり親世帯
の貧困率は最悪レベルである。生
活保護世帯のうち半数以上が高齢
者（一人世帯の女性が多い）であ
る。六人に一人が貧困生活者であ
る。国民年金は、四〇年間、保険料
を払い続けて月六四、〇〇〇円、保
険料の支払い期間が一〇年だと、月
一五、〇〇〇円しか支給されない。
これでは暮らしていけるわけがな
い。年金（三分の一は国民保険のみ）
だけでは生きられない。制度として
おかしいと言わざるを得ない。

昨今、週に一度の発生といわれ間

題となっている「児童虐待」も、「貧
困家庭」で親が追い詰められている
状況も一因となっている。

親より先に死んでしまった「障害
を持った子ども」について、親が「こ
の子を残しては死ねませんでした。
先に死んでくれたこの子は親孝行で
した」と言う状況もある。本来、親
に先立つ子は「親不孝」であるとい
われ、親は、「なんとしても子ども
だけは生きて欲しい」はずである。

「労災認定」の申請も増えてい
る。二〇一七年度は、過去最高の
五〇六億円となった。若い人や、正
社員の「過労死」「過労自殺」、これは、
政治の問題である。憲法二五条に定
められている「健康で文化的な生活」
をおくるために、社会保障は国民に
とって必要なものであるから、「財
源が無い」といつて放置できるもの
ではない。日本は、社会保障が充実
していないだけでなく、機能不全に
陥っている。これは、まさに政治の
問題である。

もともと複雑な社会保障・保険制
度であるが、改正（悪）法案は、多
数の関係法案が、常に国会に一括上
程される特徴がある。二〇一四年六
月に医療法など一九の法律を一括し

て改正する「地域における医療及び
介護の総合的な確保を推進するた
めの関係法律の整備等に関する法
律」が成立し、それにもない介護
保険法が改正され二〇一五年四月か
ら施行されている（二〇一四年改
正法）。二〇一七年五月には、これ
また一一の法律を一括して改正す
る「地域包括ケアシステムの強化の
ための介護保険法等の一部を改正す
る法律」が成立し、介護保険法が改
正され、大半は二〇一八年四月から
施行されている（二〇一七年改正
法）。一括法案による法改正は国会
に一拳に膨大な資料が提出されるた
め、国民に知られにくく、仮に知ら
れても内容はほとんど理解されず、
わずかな審議時間で法案が成立し、
しかも細かな内容は政省令に委ねら
れる形で、重要な改正が断行されて
いる点で問題が大きい。

介護職員の労働条件の悪化が止まら
ない

①介護職員は、採用一年後で約
四〇％が離職する。給与は月平均
二二万七、二七五円で全産業平均
の三三万三、七〇〇円を一〇万円

以上、下回っている。わずかな処遇改善が行われても焼け石に水で、人材の確保は絶望的な状況である。

②現在の給付金は、(利用者)直接契約方式の介護保険であつても、介護事業者が代理受領するため、給付金に「使途制限」がなく、事業者が使用者に渡さず、赤字補填や、利益に回すことができる。介護事業は、大半のコストが人件費であり、赤字を出さないために人件費を削減せざるを得ず、人手不足と社員の過労とが常態となっている。したがって給付金直接契約方式よりも、施設補助方式に改めて介護報酬を引き上げる方が、介護事業者の職員の質量拡充を含め、経営努力の余地が拡がる。

③サービス事業では、一般的に人手不足になると賃金の上昇があり、採用も進むが、介護事業の場合には、介護報酬が公定価格であるため、そのメカニズムが働かない。国の財政政策次第なのである。

深まる介護保険の矛盾

①社会保険方式で介護保険を行う

日本の介護保険制度では、給付費総額と保険料とが連動する仕組みであるため、介護給付額を増やすためには介護保険料を引き上げなければならぬ。逆にいうと、介護保険料が支払い可能な範囲まで給付水順を引き下げなければならぬということが起こる。

②現に、「要介護一・二」の高齢者を保険給付から外す、利用者負担を原則二〇％に引き上げるなどのことが起こっており、介護サービスが必要なのに受けられない高齢者が大量に出現し、家族介護の負担が増大し、「介護心中・介護殺人」といわれる事件が増加している。これは現行制度の危機的矛盾であり、破綻は必然的である。

③住民税の非課税者は六五歳以上の第一号被保険者(厚生年金保険や共済組合等に入っていない)の約六〇％に上り、これらの高齢者の介護保険料を免除すれば、リスク分散できないという点で保険システムとしては、もはや成り立たない。このことは、後期高齢者が保険対象集団となる介護保険では制度設計に無理があることを証明している。後期高齢者医療制度と

なると尚更である。したがって、高齢者医療・介護は社会保険になじまないのは明らかであり、税方式に転換するほかない。

④介護保険の被保険者が支払う保険料は「逆進性」が強く、低所得者の保険料免除などなく、収入が月額一五、〇〇〇円という低年金者でも容赦なく保険料が年金から天引きされる。全く福祉制度というよりも保険会社の私保険に近く、社会原理よりも保険原理優先である。

⑤すでに、要支援者の訪問介護・通所介護の保険外しが始まっている。給付資格を認定されながら、保険給付を受けられないのは、「国家的詐欺」とまでいわれている状況である。

介護保険を抜本的に改革し、総合福祉法の構想とする

①介護保険の抜本的改革案。
イ、当面、社会保険方式を維持するのであれば、介護保険料を、定額でなく所得に応じた定率負担にし、賦課上限を撤廃する(ドイツでは所得の二％程度の定率賦課)。

ロ、住民税非課税(低所得)の人の介護保険料を免除する。

ハ、等級の判定をする場合は、コンピュータ判定と身体的自立度ではなく、医師や介護職による判定会議によることとする。

ニ、事業者に対して、介護報酬とは別枠で、公費による処遇改善交付金を支給し、給付と保険料の連動を防ぎ、給付の不当な抑制を防ぐ。当面は、より身近な自治体による処遇改善交付金の創設が求められる。そのことによって介護職員の待遇改善が進むと、地域の雇用が増え、それが地域活性化につながる(医療介護の雇用創出効果は公共事業よりも高い)。

ホ、(ドイツのように)家族介護者に対する現金給付制度も実現すべきである。

②破綻する社会保険方式と総合福祉方式の構想。

イ、社会保険方式で介護保障を行うことの破綻が明らかになっている以上、将来的には介護保険法は廃止し、訪問介護や老人保健施設の給付などを医療保険に戻したうえで、高齢者や障害者へ

のサービスの提供は自治体の責任で公費負担方式により（現物給付で）行う総合福祉法を制定すべきである。

ロ、もともと社会保障費は、財政支出全体の中から、最優先的に支出されるべきものであり、採算がとれれば支払うという性質のものではない。にもかかわらず政府は医療の給付から訪問介護や老人保健施設の給付を切り離すことによって、医療費（特に高齢者医療費）の抑制を図ろうとした。さらにこれを地域包括システムというあいまいなもので再編しようとしている。高齢者医療費、医療保険負担の増加は当然、公費負担の増加によって対応していく。

ハ、また、介護保険の（被保険者への）給付金方式（ただし介護事業者が代理受領する）、（被保険者との）直接契約方式を廃止し、以前のように、より目が行き届く市町村が直接的な福祉サービス提供の責任を負う方式にすべきである。事業者も被保険者本人への給付金を代理受領するのではなく、委託費を受けて運営することにし、委託

費を増額していけば、経営力を増し、自ずと職員の労働条件の改善も可能となる。

二、そのことによって次の利点もたらされる。

- ・保険料を上げられないということとを理由として、給付金を増やせないという自己責任的な採算管理がなくなる。

- ・訪問介護や特養ホームや老人保健施設入所者の医療診療の制約が無くなり、福祉サービスに加えて、医療サービスが受けられることとなる。

- ・社会福祉事業者が、本人への給付金を代理受領するのではなく、委託費を受けて運営することにより、事業者の経営力が発揮しやすくなる。

- ・その上で、委託費を増額していけば、介護職員の待遇が改善される（このようにして、市町村の手によって介護職員の待遇改善が進むと地域の雇用が増える）。

社会保障財源は（消費税ではなく）あらゆる税収で

総合福祉法の実現による社会保障

の拡充のためには、確かな財源確保が必要である。

イ、高齢者医療費や医療保険総額が増えるので、それを公費負担や事業主負担増によって対応する。

ロ、消費税を社会保障の財源などにすれば、消費税自体が貧困や格差を増大するので、ますます社会保障支出の増大が避けられず、消費税を増税し続けなければならぬ。増税ができなければ社会保障を削減し、貧困と格差の拡大を放置するほかになるので、消費税は社会保障の財源として最もふさわしくない。それどころか、社会保障を破壊する悪税と考えられる。社会保障は、あらゆる税収で賄われるべきである。

社会保障財源としての社会保険料の諸問題

イ、社会保障財源のうち、現在、社会保険料収入が五四、三％を占める。個人の所得税負担より社会保険料の負担が多いのは、日本だけである。個人負担が事業主負担よりも多いのも日本の特徴である。

低所得者ほど負担が重くなり、税制だけでなく、社会保険制度にも逆進性が存在する。

ロ、国民健康保険や介護保険金の給付は収入がなくても支払われなければならない性質のものである。

一方、保険料は、縮減されたとはいえ所得税のような累進性はなく上限まである始末である。これは、給付額と保険料を連動させる保険会社の保険原理と全く同じで社会原理ではない。

ハ、なかでも介護保険制度では、前述のとおり、月額一万五、〇〇〇円という低年金の高齢者からも年金天引きをしている。国民健康保険の医療費と保険料も同様である。

社会保障財源の再構築

① 税制改革の方向……憲法に基づく公正な税制の確立を。

イ、高齢者医療費や医療保険総額は増加するので、公費負担や事業主負担増によって対応する。

逆進性が高く、負担能力に反して不公平極まりない消費税の税収が所得税・法人税を抜いて一位

になろうとしている（消費税が一〇%になれば、なおのこと、そうなる）。むしろ消費税は減税する。

ロ、日本は一九八六年までは、所得税の最高税率は七〇%（住民税の最高税率は一八%）だった。現在はそれぞれ四五%、一〇%……と累進性が大きく緩和された。これを元に戻す。

ハ、法人税の減税を元に戻す。さらに、租税特別措置法による大企業優遇を廃止し、富裕層のための資産分離課税をやめる。

日本には公正な増税の余地が十分ある。不公平な税制の是正などによって二〇一七年をベースにした増収資産額は、三八兆三一〇億円となる試算がある。

二、株価の維持などに充当され、残高が年間年金支払額の二・五倍もある年金積立金の一年当たり一〇兆円ほどの取り崩しを一〇年間、行うことが可能である。

② 社会保険改革の方向

イ、諸外国に比べても少ない事業主負担と公費負担を大幅に増大すべきである。特に国民健康保険につ

いて、医療費の国庫負担を増やし、保険料の大幅引き下げを行うべきである。

ロ、先にも述べたが、住民税の非課税者（低所得者）は六五歳以上の第一号被保険者（厚生年金保険や共済組合などに入っていない）の約六〇%に上る。このことは、これらの高齢者の介護保険料を免除すればリスク分散できないという点で、どう考えても、もはや保険システムとしては成り立たず、制度設計上の観点から、高齢者が保険対象集団となる介護保険では無理があることを証明している。後期高齢者医療保険となるとなおさらである。結論として高齢者医療・介護は社会保険になじまない。税方式に転換する他はない。

ハ、年金制度については、社会保険料収入の他に一五〇兆円もある年金積立金を、ヨーロッパ諸国なみに一年分（約五五兆円）を残し、年間一〇兆円程度、一〇年間取り崩して高齢基礎年金の最低額の生活保護基準レベルへの引き上げなどに使うべきである（年金積立金は国内株価の底支えに運用されており、場合によっては巨額の損失

をだす惧れが多分にある）。

課題に立ち向かって展望を開く

① 政府による社会保障要求の封じ込め……財政危機論と強権政治。

「社会保障費を削減しないで、充実して欲しい」という国民の声は切実であるが、そのような世論に対して政府は、次のような理由を挙げ、「社会保障を持続可能にするために抑制・削減する改革が急務であり、そのために消費税増税が不可欠である」と大々的に宣伝している。その理由としては、

- ・ 国の借金が一、二〇〇兆円ある財政危機、
- ・ 少子高齢化・人口減少が進む、
- ・ 世代間の公平を確保する必要がある。

さらに、「自己責任」を強調し、

社会保障を求める人々を「怠け者」や「不正受給」などとする雰囲気をつくり、自助や家族・地域の相互扶助を強調する。しかし、これは明らかに事実の誇張で、国民の声を封じ込めようとする脅しともいえる宣伝である。真実は、

・ 国の借金は二〇一四年末ですで

に一、二二兆円となり、国民総生産（GDP）の二・四倍に及んでいるが、日本政府はほぼそれに見合うだけの資産を保有しているから、財政危機論は事実の誇張である（このほかにも、国内外から円・国債の信用が極めて強いことなど、論拠はたくさんある）。

- ・ 高齢者や女性の労働参加が進む。
- ・ 社会保障を充実すれば、消費・景気が拡大し、税収が増えて国の負債も減少に転じる。

・ 社会保障は、家庭や地域でどうにもならないから生まれたものである、という歴史の流れを逆行させる。

・ 利権がらみの公共投資や兵器の「爆買い」、株価下支えなどを転換して、大多数の国民の側に立つ公平な税制、公正な財政支出に舵を切れば、持続可能どころか、一層充実できる財源を確保できるという事実があることも、政権の財政危機を煽る宣伝を押し返す確かな根拠となる。

対案（選択肢）を示す運動を

今、多くの国民は、若い人を含めて生活不安・将来不安（特に老後不安）を抱え、子育てや医療・介護・年金など社会保障の充実を望んでいる。一方、社会保障の複雑な仕組みを知らずに、財政危機だから、社会保障削減も仕方がない、と諦めている若者も多い。年金制度がその典型である。年金なんて貰えないと諦めている学生でも、膨大な積立金があること、それを取り崩していけば、最低保障年金の確立は可能であることを伝えると「そんな道があるのか」と驚く。

明確な選択肢を示せば、多くの人は希望を見出し、その人々の投票行動に繋げることもできる。社会保障と消費税の正確な現状を知らせつつ、財源は十分にある、との対案を明確に示していく必要がある。

（以上）

講演は、一六ページにわたるレジュメを元に、社会保障研究の権威である伊藤教授の豊富な経験と学識に基づき、胸に迫る実例などもはさみながら、社会保障削減による危機

の実態と政府が「財源は消費税しかない」と喧伝することの誤りであるという実態が詳細に語られました。今後の運動展開の方向性についても、明確に示され、非常に感動的かつ有意義な講演でした。

なお、第三回の講演の動画（ビデオ）が「九九%のための経済政策フォーラム」のホーム・ページ(<https://99forum.jimdofree.com/>)にアップされていますので、どうぞご覧ください。時間は約二時間二分です。

また、第二回「消費税とは。どういう税金か、その実態」（講師）湖東京至税理士、第三回「あるべき社会保障制度改革と財政問題」（講師）伊藤周平鹿児島大学教授の「講演レジュメ」をご希望の方は、余部が若干ありますので、お申し出ください。ご住所をお知らせいただければ、お送りいたします。

第四回「九九%のための経済政策フォーラム」学習会のお知らせ

日時 二〇一九年五月二〇日（月）

午後四時～六時終了

講師 藤井 聡（京都大学大学院工学研究科教授、元内閣官房参与）

演題 「消費税減税・格差是正の税制改革と、くらし安心社会への財政投資で日本経済を再生せよ！」

会場 衆議院第一議員会館 大会議室

予約不要 資料代五〇〇円

*入館証を午後三時四五分から配布します。詳しくは左記HP参照。

<https://99forum.jimdofree.com/>



おすすめの韓国映画

「金子文子と朴烈（パクヨル）」

丹羽雅代

このところ韓国の映画が実に面白い。立て続けに何本も、ドキュメンタリー、時代物など見たが、いずれも大感動。今回のこの作品も秀逸、とてもとてもよくできていると思った。

ただ、自分が知っているつもりであつた金子文子と、この映画の中の像はずいぶん違っていた気がする。ドキュメンタリーとして造られたのではなくエンターテインメントとして楽しんでもらいたいと制作者も言っている。実際、その意図は大成功だった。金子文子という女性がかつて存在したということを知ってもらっただけでも儲けものかもしれない。

私自身は、一九七一年から婦人公論に連載された瀬戸内晴美（寂聴）の『余白の春』をとびとびに何回か読み、金子文子を知り、自伝『何が私をこうさせたか』を探してみたが

見つからず、その後文庫本を入手したと記憶する。でもその時にしつかり最後まで読んだかどうか。本を手にした記憶はある、でも、大阪から転居したあたりから、見当たらなくなつた。

『何が私をこうさせたか』はたぶん最後まで読み通せなかつたと思う。両親の自堕落・放縦ぶりやそれによる無戸籍者であることの困難、養女にするからと、これ見よがしの土産を手迎に來た植民地朝鮮に生活する祖母の話が、まったく事情が違つて、とんでもないいじめられ方こき使われ方をされるなど、一つも彼女に責任はないことばかりだが、あまりにこれでもかこれでもかと憤りが書き連ねてある感じがして、途中からななめよみだつた。共働きで子どもも幼く、細切れの時間では落ち着いて読めるものではなかつたと思う。

次に文子の名前と出会つたのは、山川菊栄記念会の活動のなかでだった。私も関わつた「セクシュアル・ハラスメント一万人アンケート」の結果をまとめた『女65000人の証言』（学陽書房）が山川菊栄賞を受けることができ、その縁で記念会に関わるようになった。ここでは実に様々なことを学び、多くの女性たちと出会つた。私の財産である。しかし、金子文子のことをより深く知ることにはなかつた。

映画に話を戻す。作つた人はイ・ジュンイク。「空と風と星の詩人」ユン・ドンジュの生涯」などが知られる。監督は今回の作品について、「あまり知られておらず、真意を見抜きにくい人物の生涯に、スポットライトを当てる作品を作りたいかつた」と言っている。なるほどそのように作品は出来上がっている。

「3・1独立運動（マンセー事件）」は今年で一〇〇年なので、あちこちでその関連の集会などが開かれたから、ご承知の人も多いだろう。当時直接植民地支配をしていた官僚や軍関係者などは、この自然発生的な朝

鮮半島を揺るがす「マンセー」の声に、内心は震え上がっていたことだろう。

当時植民地朝鮮で搾取の先鋒にいた祖母の家で、過酷な生活をさせられていた文子は、この事件を目の当たりにしているが、まだ一六歳であり、学校教育もほとんど受けられず、彼女を守ってくれる人も誰一人としていない中、自殺を踏みとどまるのが精一杯だった。朝鮮の祖母の家を追ひ出されるように山梨に戻つた文子は、自分勝手な父とぶつかり、東京に飛び出し、生活苦の中、学びを求め、疲れも知らず、いつしか「社会主義おでん」と呼ばれる店で働くようになり、「犬ころ」と自らを称するアナキスト朴烈と出会う。文子一九歳、パクヨル二一歳。映画はここから幕開けとなる。

俳優が素晴らしい。文子を演じたのはチェ・ヒソ。「空と風と星の詩人」ユン・ドンジュの生涯」にも日本人女性役で出ている。彼女は小学生の時、父親の仕事の関係で大阪の朝鮮学校に在学。映画の中では大阪なまりが出ないように、また日本人風朝鮮語の話し方を工夫したと



何が私をこうさせたか
金子文子著
岩波文庫 2017年、
480頁、1200円

金子文子と朴烈
制作・総指揮 キム・ジンソン 2017年、韓国、
129分 公開中
公式サイト <http://www.fumiko-yeol.com/>

のこと、ホント、これ以上のはまり役はない。彼女の『につ』と笑う時の笑顔が何とも言えない。

まず最初に彼女は裁判記録を読むことから始めたとのこと。そしてもちろん文子の手記「何が私をこうさせたか」も何度も読んだという。

まっすぐ前だけを見つめ、どんな先鋭的になつていった文子。それは身柄拘束をされてからもとどまることがない。予審尋問を担当した立松判事（キム・ジョンハン。彼の日本語もうまい）が文子の精神状態を心配して精神科医に診察を受けさせたというほどだ。

立松判事にあてた文子の書状には以下のような文言がある。

差し入れられたあるロシア作家の論文集を読んでみたらこういう文句が目についたことをキッカケにあなたに説教する。

「生きることが欲する人間に生きることを欲しないように説教することは滑稽である。人生が直接の満足を与える人間に向かって、彼には生きることが極めて不愉快であろうと語ることは誠に滑稽である。と同様に……」云々。

で私は、あなたに言います——
生きることを欲しない人間に、生きることを欲するよう説教することは滑稽である。人生が直接の満足を与えない人間に向かって、彼には生きることが極めて愉快であろうと語ることが誠に滑稽である。——

また何度も尋問のなかで真実を話させたがために誘導に近いような方向提示をしても、一切乗らない文子たちに、判事は有効な対処方法を見いだせない。当然だ、何もしないでいる彼らが大逆罪に問うことで、関東大震災時の朝鮮人大量虐殺から人々の目をそらしたかった

だろう。しかしその意図を見抜いていたパクは、文子が二人で大逆（ぼつちやんの爆殺）を計画し、実行する準備をしていたと主張していると知って、それに同意した。

チラシのスチール写真は、実物と同じ構図で、立松判事が写したものの。いわば予審の役割・ストーリーが完成したことへのねぎらいというわけだ。

椅子に座ったパクヨルの膝に飛び乗ったような文子は、自分の胸に大胆に手を当てるパクの行動にも動じる風はなく、平然と本を読んでいる。

「卑猥」だ、けしからん、しかも留置場で判事が写したのはとんでもない……と騒ぎになったが、世間での騒ぎが大きいほどパクの迷惑通りになるという仕掛けだった。このころの文子にはもう虚無思想、『死』意外は意識の中にはなかったようだ。

判決を前に二人は婚姻届を出す、それは二人の遺骨がバラバラにされたり行方知らずにならぬよう、パクの兄に埋葬を引き受けてもらうためだったという。

植民地宗主国の日本人ではなく

朝鮮人として遇されるべきという主張が受け入れられて、二人は弁護士たちが準備してくれた朝鮮の礼装で判決に臨んだ。対等な立場を求めて判事の席と被告人席を同じ高さにせよという要望は、残念ながら聞き入れられなかった。しかしこれら一つ一つの要求行動はとても新鮮なものとして観る側を揺さぶる。

二人が共同生活をした期間はほんの一年半足らず。関東大震災まで終わる。

しかしつい数年前までは自死を選ぶしかないとふるえていた少女の姿はかけらもない。文子は寝食も不十分な中、とにかく学んだ、学んだ。考えた、考えた。山ほどの本を読んだ。そして二人が行き着いたのは、無政府主義・アナキズム。不逞鮮人という言葉逆手にとって不逞社を作る。

「膝をついて生きるよりは立ったままで死のう」という意思を前提に「ぼつちやん—皇太子・後の昭和天皇—の爆殺」計画を立てた。これは計画者たちにとっては様々に考え練られた周到なものだったかもしれないが、現実味はない。爆弾入手計画自体が破たんしていた。

しかし、予審尋問の後、一カ月の大法院審議を経て二人に死刑判決が出される。身柄拘束から二年半後のことだ。そしてその判決は「ぼっちゃん」の「恩赦」により無期懲役となる。

死刑判決を出す以外の選択は大法院にはあり得なかった。大杉栄が伊藤野枝、立花少年とともに殺害された甘粕事件や、労働運動活動家が多数殺害された亀戸事件などは人々に忘れ去られてはいなかったし、治安警察法違反は何より重大事案、その中で進んで大逆計画を認める文子たちだったわけだから。

二人はそれまでは同じ市ヶ谷刑務所にいたのに、文子は宇都宮刑務所栃木支所に、パクヨルは千葉刑務所に移されてしまう。爆殺の的からの恩赦はよしとしなかっただろうし、お互いの姿を見ることが出来ない刑務所生活の中、文子は作業用と称して入手した麻で自作した縄で、縊死したという（遺書もない彼女の死に疑問を持つ人たちは、権力によって口封じされたと考えたという説もある）。

その亡骸は無政府主義者たちに奪われることを恐れて、すぐに土中に埋められたが、彼女たちの熱烈な弁護人布施辰治や、同志栗原等によつて掘り起こされ、茶毘に付される。遺骨はパクヨルの兄に委託されるが、パクヨル自身は日本の敗戦後に出所。大勢の在日の人々が大歓声とともに迎えられたということだ。彼は大韓民国に帰国後、朝鮮戦争の中、北に連行される。七一歳で亡くなったということだ。一緒の場所埋葬してほしいという文子の希望は果たされなかった。

さて最初に書いた違和感だ。

『何が私をこうさせたか』という一、〇〇〇ページにも及ぶ手記は、重要な役割を果たした予審判事・立松懐清^{かいせい}の勧めによつて書かれたということだ。映画の中でも一心不乱に手記を書く文子の姿がみられる。強く伝わるのは、意志弱く何度も男を頼ることばかりを選択する母の姿、また暴力支配的な父の姿だ。彼女の意志を確認することなど全く考えないで自分の都合で文子の結婚を進めたりする。文子が無戸籍で苦労したのも父親が出生届を出そうとしな

かったことによる。

また朝鮮に養子に出されたことも彼女の意志であつたかどうか。楽な生活が待っているところか、女中としてこき使われる日々になつていく。祖母や叔母への恨みつらみ、惨めな自分は自殺するしか道はないと川べりに立つたりもする。結局また母のいる山梨に戻るのだが、とても鋭く賢い彼女は、きつと父母や祖母たちに対しても、気持ちを逆立てることも言い始めたことだろう。関係修復など望むべくもない家族関係の息苦しさは、私の読み続ける意欲をなえさせた。

さらに思うのは、彼女の受けた多くの性暴力のことだ。社会主義者や行動的キリスト者、無政府主義者ら、多くの男がその政治的信条などとは無関係に不実な関係を迫った。どうということもないという彼女が、その内側ではどんな傷を深めていったろうかと思われる。パクヨルとの関係が、彼女の受けた傷を温かく包んでくれたのならいいけれど。

映画の中の文子のまっすぐ突き抜けた笑顔が、本当だったら嬉しいが。



『一票で変える女たちの会』かわらばん
*ネットやメールを利用されない方には印刷版をお届けしています。ネットでご覧になる方も、ぜひ印刷してご友人・知人の方に紹介してください。
★投稿大歓迎！
本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。（一本について二〇〇字〜二六〇〇字）
宛先：1pyodekaeru@gmail.com
郵便：〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1
東京ボランティア・市民活動センター
メールボックスNo. 45
FAX：03-5684-1412

